

# 消費者教育の推進に関する基本的な方針－中間的見直し－

参考資料5

平成29年4月 消費者教育推進会議

## 消費者教育の推進に関する法律

(平成24年法律第61号)

「政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする」(第9条第7項)

## 消費者教育の推進に関する基本的な方針

(平成25年6月28日閣議決定)

「…このため、施策の実施状況の把握に努め、それを踏まえた上で見直しを行う。社会経済状況の変化に対応するため、3年を目途に、中間的な見直しをする。」

中間的見直しにあたっては、以下を参考に現状把握を実施

- 都道府県・政令指定都市の消費者施策の状況調査
- 消費者教育推進会議でのヒアリング
- 先駆的プログラムでの取組(地方消費者行政推進交付金制度)
- 各省庁等の施策の状況等
- 消費者委員会提言「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言、成年年齢引下げ対応検討WG報告書」等

## 消費者教育推進の現状と課題－中間的見直し－

### 現状

- ・消費者教育の推進に向けた体制の整備は都道府県を中心に進みつつある
- ・体系的推進や消費者市民社会の理解・関心を深める教育は意識されつつある
- ・担い手の育成・活用、教材の作成は活発に行われている
- ・小・中・高等学校の学習指導要領の内容は充実
- ・事業者においても消費者教育の重要性は認識

### 課題

- ・消費者市民社会の形成に参画することの重要性は十分に浸透していない
- ・コーディネーターの位置づけは明確ではない
- ・消費者教育の拠点化としての消費生活センターの位置付けはまだ明確ではない
- ・実践的な内容としての消費者教育は学校間で差がある
- ・消費者行政と教育行政の緊密な連携はまだ一部
- ・職域における消費者教育はまだ十分に行われていない

## 基本方針の見直しに向けて－今後の重点事項－

### 消費者教育の効果的な推進

- ・消費者教育の**効果測定**、**到達目標**、**優先事項**の検討、調査研究の必要
- ・若年者への**実践的な消費者教育**の強化
- ・**消費者市民社会**への参画という意識向上は一層重要

### 都道府県等における施策の促進

- ・消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会の設置を**市町村**へ拡大
- ・**消費者行政と教育行政の連携強化**(消費者教育の**担い手**、**コーディネーター**の活用・役割強化)
- ・消費生活センターの**拠点化の促進**

### 社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化

- ・**成年年齢引下げ対応**としての若年者への消費者教育の強化
- ・**高度情報化**の進展、**国際化**、**情報リテラシー**の向上
- ・制度の変化の周知・情報提供、消費者の**知識の習得・活用**、事業者の取組も重要

### 社会や環境を意識した消費行動に関する消費者教育

- ・消費者自身が**消費行動により社会や環境を変えて行く**ことが可能という意識の向上

次期基本方針(平成30年度から)に反映